定労働時間の短縮措置のほか、３歳から 15 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある子を養育する労働者のための所定労働時間の短縮措置に準ずる措置をいうこと。

(5)　「育児休業等をしたものの割合」及び「育児休業等及び小学校就学前までの子について育児目的休暇制度を利用したものの割合」は、小数第１位を切り捨てて記載すること。

14. 「７．育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況」欄は、ア～キの措置ごとに、実施の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。

15. 「８．時間外労働及び休日労働に関する計画終了事業年度の状況」欄については、「計画期間終了事業年度の状況」のうち「①その雇用する労働者（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第 76 号）第２条第１項に規定する短時間労働者を除く。）１人当たりの各月ごとの時間外労働及び休日労働の合計時間数」については、各月の平均時間数を、小数第１位を切り捨てて記載すること。

16. 「９．働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置の実施状況」欄は、ア～ウの措置ごとに実施の有無について有又は無の文字を○で囲むこと。有の場合は右欄に実施した措置の内容について具体的に記載すること。